

会員各位（全戸配布）

**【重要】** 令和8年4月25日正午までに班長又は副班長に提出してください。

下表「総会の出欠」には、お子様を含め会員資格を有する世帯の全ての方を記入してください。  
 なお、「重要議案に係る書面表決【賛否の意思表示】欄及び「通常議案に係る表決権の議長委任の有無」欄は総会を欠席する方のみ記入してください。

み春野自治会第26回通常総会・第24回み春野自主防災組織総会									
出席確認票 兼 書面による議決権行使書									
班	住所			丁目		—			
会員氏名 <small>（総会を欠席し表決権を議長に委任する場合の署名を兼ねる。）</small>	総会の出欠		これより右側は記入してください。 総会を欠席する方のみ	重要議案に係る書面表決 【賛否の意思表示】				通常議案に係る表決権の議長への委任の有無	
				4号議案 役員選出	7号議案 会則改正		4号議案、7号議案を除く。		
	出・欠	賛・否		賛・否		有・無			
	出・欠	賛・否		賛・否		有・無			
	出・欠	賛・否		賛・否		有・無			
	出・欠	賛・否		賛・否		有・無			
	出・欠	賛・否		賛・否		有・無			
	出・欠	賛・否		賛・否		有・無			
集計欄 <small>（数を記入）</small>	出	欠		賛	否	賛	否	有	無

「み春野自治会第26回通常総会・第24回み春野自主防災組織総会 出席確認票兼書面の「通常議案に係る表決権の議長への委任有無」において「有」の意思表示を付し、会員氏名欄に署名のある会員の議決行使（重要議案の書面表決を除く、通常議案に係る表決権）に関する事項を議長に一任します。

また、当該世帯主である本名は、上記に関して自署のうえ追認いたします。

記入 令和8年 月 日

世帯主（世帯代表者）による追認に関する署名

氏名

班長及び副班長は、本票を確実に回収してください。

長期不在世帯の扱いについては、事前に自治会役員へ相談してください。

扱い班長・副班長の記名欄	班	
	氏名	

## 【記入例】

(1) 出席の場合 … 「総会の出欠」のみを○で囲み、世帯合計を記入ください。

会員氏名 (総会を欠席し表決権を議長に委任する場合の署名を兼ねる。)	総会の出欠		重要議案に係る書面表決 【賛否の意思表示】				通常議案に係る表決権の議長への委任の有無	
	4号議案 役員選出	7号議案 会則改正	4号議案、7号議案を除く。					
み春野 太郎	出	欠	賛・否	賛・否	有・無			
み春野 花子	出	欠			有・無			
	出	欠			有・無			
集計欄 (数を記入)	出	欠			有	無		
	2	0						

これより右側は記入してください。  
必ず世帯合計を下してください

(2) 欠席の場合 … 「総会の出欠」は「欠」を○で囲み、右欄の【賛否の意思表示】と「委任の有無」欄の賛否・有無を○で囲み、各項目の合計を記入ください。

会員氏名 (総会を欠席し表決権を議長に委任する場合の署名を兼ねる。)	総会の出欠		重要議案に係る書面表決 【賛否の意思表示】				通常議案に係る表決権の議長への委任の有無	
	4号議案 役員選出	7号議案 会則改正	4号議案、7号議案を除く。					
み春野 太郎	出	欠	賛	否	賛	否	有	無
み春野 花子	出	欠	賛	否	賛	否	有	無
み春野 さくら	出	欠	賛	否	賛	否	有	無
	出	欠	賛	否	賛	否	有	無
集計欄 (数を記入)	出	欠	賛	否	賛	否	有	無
	0	3	3	0	3	0	3	0

これより右側は記入してください。  
必ず世帯合計を下してください

## 【連絡欄】

各世帯における会員登録者について、住所異動に伴う転出による会員資格の喪失に該当する場合やその他の理由により会員リストへの追加や削除が必要な場合は、自治会ホームページ又は集会所事務室から届出様式を入手し、班長又は副班長に提出願います。

## 【参 考】

認可地縁団体では、総会での表決方法が「重要事項（議案）」と「通常事項（議案）」で異なります。

重要事項（規約の変更・解散・財産処分・役員選任・合併等）は、地方自治法の規定により一人ひとりの個人が平等に1票を持つ必要があります。地域の根本に関わるため、世帯単位の表決等は認められません。

一方、通常事項（事業計画や予算決算など）は、世帯単位の表決や議長への委任も可能です。このことを踏まえ、み春野自治会では欠席者の表決方法として、重要議案は書面で賛否を明示して提出し、通常議案は議長への委任を選べる方式として執行します。これは、法令が認める複数の表決方法を組み合わせた運用であり、他の認可地縁団体においても実施例があります。この方法により、会員の意思をより正確に反映しつつ、事務及び総会運営に係る効率化を図るとともに、担い手である役員等の負担軽減を図っています。